

東北地方太平洋沖地震への緊急対策(雇用・労働関係) についての要請を実施

連合本部は、3 月 25 日午後 5 時、厚生労働省において、細川厚生労働大臣及び小林厚生労働大臣政務官に、東北地方太平洋沖地震への緊急対策についての要請を行った。

冒頭、團野副事務局長は「現下の緊急対応は当然のことながら、被災者が希望を持てる将来ビジョンを示してもらいたい」と要望し、新谷総合労働局長より各要請項目について説明した。

細川厚生労働大臣と小林政務官からは、「さまざまな観点からの要請を感謝する」、「省内で真摯に検討させていただき、後日項目ごとの対応状況を回答させていただく。引き続き連合と綿密な意見交換をし、協力していきたい」との発言があった。

<要請のポイント>

- 避難所等において、求職支援、雇用保険・労災保険の手続き相談、労働相談（賃金・解雇）、メンタルヘルス相談等をワンストップで実施するための体制強化
- 雇用保険の失業給付特例措置の周知徹底と必要な見直しの検討
- 雇用調整助成金の特例措置の周知徹底と更なる要件緩和・水準引き上げ
- 被災地の復興に向け、地域の雇用を創造する戦略的な産業構築への支援
- 「求職者支援法案」の早期成立と、被災地域における職業能力開発訓練のための公的な拠点の設置



左から、新谷総合労働局長、團野副事務局長、細川厚生労働大臣、小林政務官



厚生労働大臣室での要請